

律案（内閣提出第一四五号）

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がありますのでこれを許します。太田一夫君。

○太田委員 地方公営企業法の一部改正に開運をいたしまして、きょうは厚生省の関係の方と運輸省の関係の方に主としてお尋ねをしたいと思います。

最初に、厚生省の水道課長さんに上水道の件に関してお尋ねいたしますが、現在上水道の、公営企業法の適用団体というのはどれくらいあるでしょうか。これはあなたの方にお尋ねしては少々門違いかと思いますが、あまり適用団体は多くないと思うのですけれども、あなたの方の御認識はどのようになつてているのでしょうか。何かはつきりした数字がありましたらこの際承つておきたい。

○石橋説明員 水道法の適用を受けております五千人以上の、いわゆる上水道と称しておりますものの施設数といつたしましては一千九十三カ所、それから五千人以下百一人以上の、いわゆる簡易水道と称せられるものは一万二千三百八十四カ所、それから専用水道と称せられるものは二千六百七十四カ所ございます。これは昭和三十七年の三月三十一日現在の調べでござります。これらのうち公営企業法の適用を受けておりまつては自治省のほうから御答弁願います。

○吉瀬説明員 お答え申し上げます。

水道事業につきまして地方公営企業法の規定を適用しておる事業の数は、

三十七年の四月一日現在で三百九十四になつております。

○太田委員 それから厚生省の水道課長さんにお尋ねいたしましたが、総配水量の中で適用事業にどれくらいな水があるでございます。

○太田委員 あるいは官署専用とか、学校用とか、工業用、あるいは船舶用、こういうように用途がありますね。この用途別に区分されておるか、この用途

か、たとえば家庭用とか、営業用とか、おふろ屋用とか、共同専用とか、

あるいは官署専用とか、学校用とか、工業用、あるいは船舶用、こういうように用途がありますね。この用途別に区分がわかりましたら、

なるべく新しい統計をお答えいただきたいと思うのです。

○石橋説明員 水の用途別の全国の事業体を合計した数字は、以下のところ

ございません。

○吉瀬説明員 お答えを申し上げま

す。

○吉瀬説明員 お答えいただきたいのですが……。

○吉瀬説明員 お答えを申し上げま

す。

トん当たりの価格、料金は幾らくらいになつていますか。用途別にわかっていますか。概算でよろしいですが……。

○吉瀬説明員 いま直ちに手元でわかれませんで恐縮でございますが……。

○太田委員 それではあとでお答えいたくことにしまして、水道課長にお尋ねをいたしますが、現在上水道に対しましては補助金の制度はありませんでしたね。

○太田委員 ただくことにしまして、水道課長にお尋ねをいたしますが、現在上水道に対しましては補助金の制度はありませんでしたね。

○吉瀬説明員 補助金はございません。

○太田委員 しかるに上水道は、公営企業特別会計でありますと、交通に次ぐところの赤字を出しておるわけあります。水道の普及といふものはだいぶ進んでおると思いますが、われわれ非常に概数でございますが、われわれのほうで調査をいたしたもの三十六年度中の数字でございますが、大体家庭用の給水量が十五億トンくらい、それからそのほかに官署、学校の用

水道と称しておりますものの施設数といたしましては一千九十三カ所、それから五千人以下百一人以上の、いわゆる簡易水道と称せられるものは一万二千三百八十四カ所、それから専用水道と称せられるものは二千六百七十四カ所ございます。これは昭和三十七年の三月三十一日現在の調べでござります。これらの方の御見解をこの際伺つておきたい。

○吉瀬説明員 上水道につきましては、かなり経営の規模も大きくなりま

すので、独立採算をもつて経営できる考えをお持ち合わせございませんか。

○吉瀬説明員 お答えを申し上げま

す。

○吉瀬説明員 お答えを申し上げま

らつしやるのですが、その特別会計で実はやっていけないのでですね。いま私申しあげましたとおりに、これは一番新しい昭和三十六年度の統計によりますと、水道は三百二十二団体中七十四

が申しあげましたとおりに、これは一

番新しい昭和三十六年度の統計によりますと、水道は三百二十二団体中七十四

が申しあげましたとおりに、これは一

あるいは施設をできるだけ合理的にくるということによりまして、なるべく料金の安くなるような指導をいたしております。ただし補助金を国が助成するという点につきましては、上水道につきましては先ほど申し上げました

ように大体一本立ちができるというふうに考えておりますので、目下のところは考えておりません。

○太田委員 厚生省としては、一般上

が赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になる

が赤字になるということは少々おかしくありませんが、赤字になる

が赤字になる

ます。

○太田委員 あなたのはうと混同して

る、自然どうしても料金を改定しなければならないという事態もあるわけでござりますけれども、料金改定がおくれていて、その過程において赤字が出るという場合もございますので、私たち水道事業の赤字についてはそれほど深刻な問題とは考えていないということをございます。ただ問題は何もないのかとおっしゃいますと、そうは考えていないのであります。それで、やはり限り低利長期の安定した資金を豊富に供給するようにしていかなければならぬ、かように考へているわけでございます。その場合に、起債の資金についてではなるだけ施設の耐用年数に償還期間を近づけていくということが必要であると考えているわけでございまして、政府資金につきましてはかなり償還期間が長いわけでございますが、なぜこれを延ばしたけれども、公営企業金融公庫の融資にかかりますものの償還期間が短いものでありますから、ぜひこれを延ばしたいということで、政府部内で現在話している最中であります。

○太田委員 そこで公営企業課長さん

についてお尋ねしたいのですが、家庭用の水と工業用の水というのは料金合いでしている最中であります。

○吉瀬説明員 どうも恐縮でございますが、家庭用等につきましては、各自

治体においていろいろ現実に料金の差があるということはわれわれ承知いたしておりますが、家庭用なりそのほかの水道につきましてのトン当たりの單価といふものは、いま手元に資料を持

ち合わせておりませんので……。

○太田委員 水道課長さん、これは

ちょっと他省に關係することで悪いの

ですか。

用水に対しても新しい立法として至れり尽くせりの保護があるわけです。地

盤沈下対策にも関連しておりますか

、ある程度補助とか保護があつて別

に差しつかえないのでですが、単価は安

いし、建設に対しては援助はあるし、

全くもつて工業用水道というの

を使ふ人が大法人であるだけに、少々一

般市民から見ると割り切れない氣持が

あるわけです。あなたのほうは、上水

道だけは一本立ちでいきなさい、いわ

ゆる水道料金というものは安ければ高

くしていきなさい、従業員の給料が高

ければあつたついていきなさい、

なさい」ということで、割の悪い指導と

いうものを基本にして、何とかバラン

スシートをつくっていきなさい、こう

いうことなんですが、どうですか、古

い水道法といふものを今日の新しい立

場から考えてみると、起債

はおつしやらない。大体道路通行無料

であります。だから負担金を取られる場合もありますが、あなたは道路を何回歩

いとおもはれます。

○太田委員 おつしやるとおりの見解

を私どもも持っているのです。新しく

できた法律だから新しいものだ、いわ

ゆるおじいさんの時代に着たモーニン

グは、今日われわれは着られないとい

うわけです。からだに合わないし、体

質に合わないし、そのときそのときの

文化水準に合わない、生活水準にも合

わない。すべて水準のレベルが違つて

いませんからね。政府資金ということ

は大体同じことでございましょうけれ

ども、返さなくちゃならない。しかも

それがどうでも、返さなくちゃならない。

そういう点から考えて、上水道と

いうものに対する今日の割り切り方

は、急激なる都市の膨張に備えて、都

市内の住民の保健衛生の立場から考

えて、生命を守つてやるという立場から

考えて、その普及をはかる場合は、单

に低利の起債に待つのじゃなくて、

いつそのこと、思い切つて工業用水道

と同様ように補助をなすべきではない

かという気が市民の側からすると

わけです。この点いかがなものでしょ

うか。

用水に対しても非常に問題になつて

います。工業用水道といふのは

ですけれども、工業用水道といふのは

ちょっと他の省に關係することで悪いの

ですか。

用水に対しても新しい立法として至れ

り尽くせりの保護があるわけです。地

盤沈下対策にも関連しておりますか

、ある程度補助とか保護があつて別

に差しつかえないのでですが、単価は安

いし、建設に対しては援助はあるし、

全くもつて工業用水道といふのは、

ある程度補助とか保護があつて別

に差しつかえないのでですが、単価は安

いし、建設に対しては

在水道の普及率はたしか五〇%くらいだと思いますが、國民の健康を増進する、その他の意味におきまして、水道の普及ということ是非常に大切なことだと私は考えておるわけでございります。そうしますと、独立採算で自らまかないでやつていく、計画を立てた團体がどんどんやっていけるんだという態勢にしておいたほうが普及率をおきましてはいかと考えておるわけでございます。ただ水道料金が非常に高くつくところが出てまいりましょう。水源池が容積でありますとか、いろいろな事情がございまして、簡易水道はそういう点につきましてある程度補つておると思うのでございまして。そうではないところは、一応やはり自まかないでやっていく計画を立てれば、自分の責任で遂行していくのだと思うのでございまして。どういふ態勢にしておいたほうがよろしいのじやないかと考えておるわけでございまして、そういう意味において太田先生非常に心配していただいているお気持はありがたいのでございますが、やはり水道は普及されたほうがよろしいのじやないかという考え方を持つておられますために、あまり国庫補助制度を復活することは賛成しがたいという考え方を持つておるわけでございます。

逆に利用料の引き上げによりまして生
活費の圧迫にならないように――水道
料金のことについてちょっとお答えが
ありませんから私もよくわからない
が、できるだけ低廉なる料金によつ
て、できるだけ水道無料の原則に近づ
けるようなことをひとつ考えていただき
たい。上水道については以上で終わ
ります。

いと思うのですが、医療法によりますと、国庫補助の道がありますね。設置に要する費用の一部を補助することがができるというのであります。実態はどんなぐあいになつておるのでしょうか。

補助金を出すことをやつておりますが、病院ということでお尋ねでございまますから、病院の関係はそういうことがあります。でござります。

○太田委員 この間御説明いただきました病院の関係の御統計、六十七病院中二十九病院が赤字でその金額三億円というが三十六年の統計だとおしゃった、その六十七病院というのは公営企業法を適用しておる病院の数でございましょう。

○吉瀬説明員 その通りでございます。適用している企業について、全般的にこの間御説明を申し上げました。

○太田委員 ただいまの局長さんのお話から見ますと、病院はやはり病院と

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

逆に利用料の引き上げによりまして生
活費の圧迫にならないよう——水道
料金のことについてちょっとお答えが
ありませんから私もよくわからな
いが、できるだけ低廉なる料金によっ
て、できるだけ水道無料の原則に近づ
けるようなことをひとつ考えていただき
たい。上水道については以上で終わ
ります。

いと思うのですが、医療法によりますと、国庫補助の道がありますね。設置に要する費用の一部を補助することがができるというのであります、実態はどんなぐあいになつておるのでしょうか。

○尾崎政府委員 都道府県市町村の持っております医療機関といたしましては、大きく分けますと病院と診療所と、この二つあるわけでありまして、いまお話しの病院関係では、一般病院と精神病、結核、伝染病というような特殊病院、この二つに大きく分けられるわけであります。一般病床に関しましては、おもに都道府県市町村の独自の経費におきましてやつてもらうことを原則といたしております、起債の関係をお世話ををしておる、こういうことでございます。ただベッド数がごくない地域、一つの保健所で病床がない地域、また病床があつてもきわめて不足しておる地域に対しましては、この開設費の一部を補助するというようなことにしておりまして、大体六千八百万ぐらいだったと思いますが、補助金を持っております。それから一般病床のうちでも、ガンとか小児病、こういうようなものにつきまして、いまから発展をさしていくなければならないといふ立場から、ガン、成人病に対しましての病床の新設に対しまして今後補助する。これがおのおの二千万足らず、合計四千万足らずであったと思ひます。

それと、あと精神病床、伝染病床につきましては、これは公衆衛生局からのはうでありますのが補助金がござります。なお、診療所に関しましても、特に僻地に対しましては医務局の方から

○太田委員 地方公営企業法によりまして病院を独立採算で運営させるということについては、あなたの方としては、これは医療法の精神に合致しておると思うかどうか、この辺の御見解をひとつ承りたい。

○尾崎政府委員 医療関係の仕事が、ほかの一般の開業医の方々と同じような状態で現在の保険の制度におきまして運営されておりますところから、またその運営だけでなく、必要に応じて発展を遂げていくことができるような状態に一応たてまえといたしましては、保険の点数、医療費が考えられねばならないわけでございますので、そういうふうなことから、都道府県市町村の病院も、大体独立採算でやっていけるのがいいということは一般論として言えると思いますが、しかし、都道府県市町村の病院につきましては、またその独自の役目がございます。採算を度外視してもやつていかねばならないいろいろな役目もあるのでございます。またさらに近代の医学の進展に伴いまして、やはりその地区の高度な医療を行なうための諸設備は、一般的医療の採算ベースにのらないものでもやっていかなければならぬというところも、こと自体は必ずしも望ましいことではない、こういうふうに思います。現に今度の法改正におきましても、独立採算は病院関係にはとらないようになつ

○太田委員 この間御説明いただきました病院の関係の御統計、六十七病院中二十九病院が赤字でその金額三億円というものが三十六年の統計だとおしゃった、その六十七病院というのは公営企業法を適用しておる病院の数でございましょう。

○吉瀬説明員 その通りでございます。適用している企業について、全般的にこの間御説明を申し上げました。

○太田委員 ただいまの局長さんのお話から見ますと、病院はやはり病院という特殊な事情から考えまして、医療法の立法の精神から考えましても、あまり公営企業だというような精神を持ち込むことはまずいことである、こういう御返事と承りましたが、それでよろしゅうございますか。

○奥野政府委員 ちょっと私から補足させていただきます。地方公営企業法の規定の中で、独立採算に関する規定が十七条の二として掲げられておるわけでございます。今回地方公営企業法の財務に関する規定の適用範囲を広げるわけでございますけれども、財務に関する規定のうち、この独立採算に関する部分だけを除いているわけでございます。要するに企業会計に準じた経理をやってもらおうということをございまして、病院でありますても、経営成績なり財政状態なりが、それらの経理に関する帳簿を見るだけで一日りようわなければならぬ、こういうようやうな考え方を持つておるわけであります。そのことと独立採算ということとは別問題だ、こう思つておるわけであります。

相当いたしておりますと筋違いかと思ひます。が、もしお差しつかえなければ、私補助金全体の方を非常に具体的ではございませんが、大蔵省の考え方を御説明させていただきたいと思います。

ただいま問題になつております補助金でやるか融資でやるかということになりますと、財政当局の立場から見ていきますと、御承知のように融資であれば、それを償還しなければいかぬ。償還の財源は、それを利用する人または設置する人、その間のいろいろな形があろうかと思ひますが、そういった経過をとりまして実際の金が動くわけでございます。補助金でございますと、かりにこれが国庫から出るということになりますと、これは国民全体が税金として納めましたもの、これが形が変わつて出ていくわけでございます。したがいまして、ただいま問題になつております病院のような場合に、一体それを直接受益する人が負担するのがいいのか、それとも広く国民全體が負担をするのがいいのか、こういう問題にならうかと思います。ただ補助金の場合には、もう一つ別な意味で財政的な苦痛を緩和するという作用がありますので、特にただいま医務局長のはうからお話をありましたような、たとえば僻地の診療所であるとか、そういうところにつきましては、そういうた財政的に負担を緩和するという意味で國民全體が納めておるところの税金のほうから補助金を出すという考え方があるうかと思います。現にその趣旨の補助金がついておるわけでございます。

また、これは伝染病とか、そのほか一般公共にも広く迷惑を及ぼさかもしないといった特殊の病気に対する医療施設につきましても、同じような観点から補助金が出ておるわけでございまして。ただ一般的に地方公共団体が運営をしておる病院、これについてどちらがいいかということになりますと、一長一短ございまして、私どものほうの現状在とつております考え方は、やはり直接それの受益者の方が当面その負担をするのが適当であろう、こういうふうに考えておる次第でございます。

○太田委員 松川さんのお話は一般論ですから、大体利用者が負担する、いわゆる受益者負担ということも考えられないわけではない、その御説明はわからぬわけではありませんが、事、病院に関して考えますと、ちょっととばかりいまの受益者負担、病人に負担をさせるという考え方では納得がいかない。私は医療というのは国営でいいのぢやないかと思うのですよ。このごろ申めるといふ考え方では納得がいかない。民間の医療機関に対して、医療金融公庫ができる、国家資金が融資されるという道が、昨年ですか、一昨年から開かれました。これは非常にけつこうしたことだと思います。それによって民間の医療施設はどんどんりっぱになつてきました。これは非常によくなってきた。市民病院とかなんとか、いわゆる公営、地方公团体の経営する医療施設のほうが民間の施設はよくなつてきつたのです。しかし利益者負担ということになれば、病人に負担せしめなければならぬといふ。しかし病人がどのくらい負担するということは厚生省はきちっと一つの基準をつくっていらっしゃる。ですか

らむやみに、あなたは金持ちだからもつとたくさん置いていきなさいといふだけにいかぬ。そこで病人というの、これは伝染病とかいろいろ社会的な病気もありますから、必ずしもかがつた者が悪いというわけではありませんので、尾崎医務局長さん、地方の貧弱な団体に、医者も来ないようなところに安い給料で診療所を建てさせるとか、けちなことを言わないで、そういうものは公営企業的なものにしないで、全部国営にする。民間のものがあつてもよろしい、そういうものもありつつ、もう一つ、医療国営といふような必要から、病院の経営も厚生省直轄の国営でやつてはどうか。その御研究をなされたことがあるでしょう。

○太田委員 建設省都市局の鶴海参考官がおいでになりましたから、先ほど質問途中であります下水道関係のことについて、ちょっと質問を続けさせていただきます。

思いますが、いかがですか。
○鶴海説明員 下水道の整備が非常に
おくれておりまして、これを緊急に整
備しなければならぬという考え方から、
本年度より五ヵ年間の整備計画をつく
りまして整備の促進をはかるというこ
とで、実は法案を厚生省と共に提出し
ておるわけでございます。そういうわ
けで、近々につくりたいという段階で
おるわけでござりますけれども、実は
この下水道整備の財源の問題になります
すといろいろな問題がありまして、現在
は御指摘のように三分の一の国庫補助
をしておるわけでございます。この下
水道等の整備につきましては、先ほど
来話題にのぼつておりますような受
益者負担ということも考えてやつてお
りまして、都市によつて違いますが、
四分の一とか三分の一とか程度を受益
者負担として取つておる都市も相当あ
ります。これは下水が整備いたします
と、従来排水の悪かつた土地が排水が
よくなるとか等の受益があることは明
瞭でありまして、そういう意味で受益
者負担を取るということも適當である
と考えております。そういういろいろ
の財源をあわせまして、下水道の整備
をやっていきたいというふうに考えて
おります。現在のところ三分の一の補
助をさらに引き上げるということは考
えておらない段階でございます。

罪なき天というのがありますね。天から雨が降るのです。雨というのがみんな下水に行くのでしょうか。雨に罪を科さないとするならば、コンクリートはいいで、天から降った雨は全部地球に吸い込まれるべきなのです。それを下水管に流し込むものだから、下水管の容量は大きくなってくるし、それがまた最後の終末処理場まで影響してくるわけですから、地域の特定の番地に住んでいる住民だけというのはいささか問題だと思う。だから、極力補助金をやすうというのは、今日のようない事態において当然だと思うのです。それをあなたのほうの主管省があまり小さくなつて、三分の一以上に引き上げることにあまり熱意をお示しにならないと、大蔵省は何も無理に出したがらないので。これは松川さんはそんなことはないと思うのですが、世評によると、あまり出したがらないといふ評判なんです。だから、あなたのほうは、必要なものは必要だとおっしゃってくれなければ困ると思うのです。三分之一だとおっしゃるのではあるが、自治省は三分の二というように逆算されてしまつて、地方自治体が三年でやるのは五年に伸びてしまう。困るのです。なるべく三分の一というのを引き上げるやうに躍進的な思想で、ひとつほんとうに躍進的な思想で盛り込んでいただきたいと思うのです。

下水道のことは以上にとどめまして、時間の関係上運輸省の方にお尋ねいたしますが、運輸省の佐藤氏

は、営鉄道部長にお尋ねいたしました。

都市交通というのが地方公営企業では最大なる赤字のもとであります、

三十六年度六十億円の赤字を出してお

るわけですが、都市交通というのは、

一体どういう方針をもって運輸省としては指導していらっしゃるのか。現在

のところ、東京都におきましては、民営と營団組織と東京都という地方公共團体、この三つのものに、さらに国鉄

が加わった四者がともとなつて交通

を担当しておるわけでありますけれども、それでもどうも需要に追いつかな

い。しかもその中におきましては、都

市交通におきましてはほとんどが赤字

だということをいわれておりますが、

一体運輸省の指導方針はどういう方針

でございましょう。

○佐藤(光)政府委員 都市交通における高速鉄道の状況でございますが、先

生御指摘のように、路面輸送の混雑、

輸送需要の増大ということで、その対

策としては、まず急速に高速鉄道を整

備する必要があるという点におきまし

ます。ところが、その後地下鉄建設の急

速整備という問題が起りまして、そ

の急速建設ができるならば、そのためには、あるいは経営主体を分けても、

そういう方法もあるのではないかとい

うことで、現実には経営主体といたしましては、帝都高速度交通営団のほか

に、東京都が直接地下鉄の建設経営を

するという状態に現在なつております。ただ、これにつきましては、先生

御指摘のように、その後の情勢の変化等を考慮して、経営主体を一元化した

らどうかというような御意見もござい

まして、先ほど申しました、現在運輸

省に設置されております都市交通審議

会に、この経営主体のあり方について

は、御諮問をして慎重に御審議をして

いただいている段階でございます。

○太田委員 地方資金課長の木野さん

おいでになりますね。この際、地方自

治体に関する交通関係の資金のこと

であります。そこで、京都管地下鉄が建設されるようになりますと、

どちらかと言えば資金がふえるから、したがって整備が早くできるから、したがって

高速度のほうにつきましても相当資金

をつけておりますが、都営につきましては、八両年度比べてでござりますが、帝都

用部といたしましては三十七年度から

七十年度は全体二百億ですが、うち百億は東京分だと考えております。なお帝都高

速度交通営団でございますが、資金運

賃、市場資金もあるのかも知れません

が、政府資金のはうからいますと、

東京都営は三十七年度に八十五億も出

す。先生の例に出されました東京につ

いては、御承知かと思いますが、

高速交通機関を一元化する経営主体を

新たにつくって、それに全部統合して

きましては、御承知かと思いますが、

交通営団というものが中心になつて地

下鉄を経営しておったわけございま

す。ところが、その後地下鉄建設の急

速整備という問題が起りまして、そ

の急速建設ができるならば、そのためには、あるいは経営主体を分けても、

二十億も資金をまかなかったとするな

ら、二百五十億はその他の方法によつ

うして営団に対する七十億しかな

い。そうすると営団は三十七年度三百

二十億も資金をまか

○佐藤(光)政府委員 経営主体を中心としての公営企業のあり方のお尋ねでござりますが、われわれとしてはそれ関係の事業法規によりまして危険等の措置をとつて現在運営をせられておりますのでございまして、それについて特に経営主体についてどうこう雑別を考えるということもございませんし、それからこれを一元的にするのがいいかどうかかということは、個々の具体的な問題であるかと思いまして、先ほど申申し上げておりますように、東京につきましては都市交通審議会でいま慎重に御検討を願つておる。この答申をいただきましてわれわれとしても将来の地方鉄道のあり方を見きわめて行政をしていくという考え方をとつておるわけでございます。ただもう一つ、地方公営企業でこういうようになしく投資をしていく関係以外のものにつきましても、経営上の問題がいろいろあるわけでございまして、それらにつきましてやはりそれぞれ関係のところでのいろいろ御検討願つておるということをおれわれは聞いている次第でござります。

○佐藤(光)政府委員 仰せのとおりでございます。
○太田委員 その点からいへたら、東
高架鉄道ですか、ああいうものを免許
したり、それから東京都営地下鉄を免
許したりすることは、この調整法に沿
反するじやありませんか。そういうこ
とにりますね。

○佐藤(光)政府委員 調整法はござし
ますけれども、この運用につきまして
は、われわれとしては調整法に違反す
た運用ではなく実施をいたしておるわけ
でございまして、合法的な免許であつ
て、というふうに考えて処置しておるわけ
でございます。ただ、いまお話の中では
都営の地下鉄ですが、これは生
ほど申し上げました急速整備の方針み
ず、營團等で持つておられました免許許
可を都に譲渡いたしまして、都が運営
をおるというのが現状であります。

○太田委員 それは昭和十三年ころ
の、いわば戦前の法律ですから、古
いえは古いのですけれども、交通
元化という思想からいへたらこれはば
りっぽなものはないじやありませんか。
この精神を生かして、これをさざ
に完成させていくと、これに、陸
上交通のねだの整理があり、合理化され
あらうと思うのですよ。だからそれが
分野を守つて、それを使命を全
し、公共性に足りない点があるなら
公共性の完遂ということはあるなたの
ほうで十分指導監督されたらいい
れ分野を守つて、それぞれ使命を全
し、公共性に足りない点があるなら
公共性の完遂ということはあるなたの
ほうで十分指導監督されたらいい
じやないでしようか。だからもやみ
実をつくり上げていくというところ
交通経営の混雑となつて、今日赤字を

○佐藤(光)政府委員 仰せのように上交運事業調整法のできたときの趣旨は、経営を一元化して、合理的な、能率的な運営をするということです。まして、現在やはり実体的に同じような問題がござります。したがいまして、われわれもこの問題を慎重に、多数の方の意向を聞くというたてまえから、な——他の理由も加わっておりますけれども、同じようなことで経営一元化の問題がいろいろ議論せられておるところでございます。したがいまして、われわれもこの問題を慎重に、多数の方の意向を聞くというたてまえから、在御検討願つておるというのが現状でございます。

○太田委員 あなたの立場からいえども、それでいいと思うのですが、いろいろと都市交通という新しい事態が出てきましたから、昭和十三年当時の法律では十分でないという点があつたのだと思うと感じのです。それはあなたもはっきりおっしゃつていただければいいと思うのですが、いわゆる郊外タクミナルがてきて、池袋であるとか、宿であるとか、渋谷で、都営の交番機関と郊外から来た国鉄並びに私等の乗客が乗りかえる制度なんというのはおよそナンセンスなことでもありますし、これがラッシュにさらりと拍車をかけておることは御承知の通りの事態に合わないから、いかに通需量に対応して供給するかという立場から見ますならば、経営主体のいかに問わずして、都心を通過する交通の地下鉄乗り入れでありましたよう

あるいは小田原急行電鉄の乗り入れと
道がどこか都営地下鉄に乗り入れてお
るということも聞いておりますが、そ
ういうことは非常にけつこうなことだ
と思うのです。そうして郊外から都心
を通過するところの交通機関の供給と
いうのをふんだんにすれば、いまの交
通地獄は救われていくんだろうと思いま
す。だからそのためには地下鉄の開発を
進めていかなければなりませんか
ら、二つの機関にしたということは、
少なくともそのための建設資金が飛躍
的にふえる、ここにねらいがあつたな
らば、ひとつ大いに資金はふやしても
らわなければならない。だから、確かに
ふえておりますねということを先ほ
どお尋ねしたのですが、大蔵省
の地方資金課長さん、どうですか。あ
なたのお考え方として、いまは東京都
を例にとってみたのであります、東
京都の地下鉄の開発資金は、都営だけ
の当時よりは都営地下鉄をつくったこ
とによつて非常にたくさん資金が用
意されておる。テンポは進んでおるの
だ、こういうふうにお考えになつてい
らっしゃるかどうか、この点をもう一
度お答えをいただきたいと思います。

れから三十五年度が八十三億、三十六年度が百四十億、三十七年度が百七十億、本年度の三十八年度は二百億と組んでおりまして、このうちの半分を東京に考えております。

なお、東京都営地下鉄の建設の進捗を見まして、資金に不足のないよう、そういう点は十分配意しておるつも

見まして、資金に不足のないよう、

京に考えております。

○太田委員 東京都営の地下鉄に十分

の資金を配慮しておるかといふ点を

言つておるわけではない。東京都営の

地下鉄が、そのためには営団一本

のときよりは地下鉄の開発のために資

金がよけい投下されることになつたの

ではないか、それをねらつて東京都営

地下鉄というものを免許したはずであ

るから、そういうことを御説明いただ

きたいと思つたわけです。たとえば名

古屋の地下鉄だけでも、これは昭和六

十年まで、といえども長い計画

であります、一千億に近い資金の需

要が計画されていましたが、

地下鉄に対してもなかなかばく大

な資金が必要なのです。百億やそこら何

だ。こんな小さな数字では問題になら

ない。だから私の言つておりますの

は、都営地下鉄をつくった以上、それ

が地下鉄開発のスピードを急激に増し

たということをみんなが理解しなけれ

ば、そんな赤字を地方団体がしようと

けだったら何にもならないじゃありま

せんか、それを言つておるのですが、

その辺ですか。

○木野説明員 都営についてのものにつ

いては申しましたが、一方営団につきま

しても相当についておりますから、

全体としまして都営ができるこ

とによってよくなつておる、こういうふう

に考えております。

○太田委員 私は、都営ができる、都営

のほうに力が入つて、営団のほうの力

が抜けたから、はつきり言つてプラス。

京都の交通需要といふものを解決する

ための資金の手当としては、少々不徹

底ではなかろうかと思うのであります

が、これはいま大蔵省のいろいろな御事

情もありましようから、なるべくテン

ボを早めていたくと、いうことでいい

のですが、都市交通といふものがいま

赤字で悩まされておるときに、その資

金というのは極力低利のものでなければ

なりませんから、極力低利長期の資

金を供給するのは、単に公共的な民間

企業だけではなくして、新産業都市と

企業として、新産業都市と

と、人件費というようなけちなことを考えるのではなくて、もっと不経済経営といふものの徹底的な改善と同時に、公共性ということを考えます。ならば、公共性の發揮のゆえに出た赤字というものは地方公共団体がめんどうを見る。めんどうを見るということを不可能な場合には大蔵省としても十分めんどうを見る。そういう心が見えがってもいと思いますが、その点はいかがですか。

○松川説明員 ただいま交通の部門をおとりになりまして、赤字が出た例におとりになりますかという御質問でござりますが、たゞいまの例で申し上げまことにどうするかという御質問でござりますが、たゞいまの例で申し上げますと、文運機関というのは非常に地域性の強い行政分野でございます。したがいまして、そのことが交通機関を地方公共団体が直接運営しておるという現実につながるわけでございます。そういう地域性の非常に強い場合に、そこで生じました赤字を、直ちに国庫に求めるというのは私ども非常に疑問であると思います。先ほども御説明いたしましたとおり、その赤字の原因がどこにあるかといったようなことを徹底的に究明いたしまして、その改善によつて赤字の解消すべきではないかと考えます。ただ、いまの例の交通問題で申し上げますと、道路の事情が非常に悪くなつてきておる、その他いろいろの、何と申しますか公営企業を取り巻く環境の問題があらうかと思ひます。この中には、国が国の立場でいろいろ手を尽くしていかなければならぬ問題も含まれておるかと思います。そういう意味で、公営企業の赤字のうち、国が国の立場から見ての行政をもう少し推し進めればその解消に

役立つであろうと思われる分野がござりますれば、そういういたところには財政事情が許す限りにおきまして、極力の改良をはかっていくのが国として字といふものは地方公共団体がめんどうを見る。めんどうを見るということを不可能な場合には大蔵省としても十分めんどうを見る。そういう心が見えがってもいと思いますが、その点はいかがですか。

○太田委員

運輸省の佐藤部長さんと

してはどうでしょう。先ほど奥野さん

の御意見の中にも、運賃値上げ以外に道

がないという、大きなウエートがそこ

にある、その間ペースアップも七回と

いう数を経過しておるにかかわらず、

据え置かれておる運賃というものは不

当なものであるという前提があるので

がお答えいたのは、主としてバスの問

題についておっしゃっておられるのだ

と思いまして、われわれの所管ではございませんので、特に所見を申し上げ

ることは差し控えたいと思います。

○太田委員 坪井さんとしてはいかが

ですか。

○坪井説明員

バスの運賃につきまし

ては、先ほど申し上げましたように、

運輸省としましては、一応原価計算を

いたしまして、現在においては赤字で

ある、またこのままでは赤字が解消し

ませんので、あとで保留しておきます

が、一応、以上でお尋ねを終わります。

○永田委員長 松井誠君。

○松井誠委員

先日米太田委員から

いろいろ質問がありましたが、

まだ独立採算制をめぐつてふに落ちな

いところがございますので、骨組みだ

けをお尋ねしたいと思うのです。

この間、奥野局長の御答弁ですと、

この公営企業法の基本原則である経

済性の発揮と公共の福祉の増進とは矛盾

するものではないのだという御説明で

あつたわけです。常識的に考へると、

この公営企業法の基本原則である経

済性といふところから独立採算的な考

え方といふものが必要だということにな

るのか。これは能率性、効率性といふ

ことかわるわけです。しかしそれは

言つてみればむだを省くということ

であつて、さて不足の分はどこから補う

かといふことは一応別だと考へなければならぬと思うのです。そうします

と、独立採算的な考え方があるとえれば

だけを考えればいいのであって、独立

採算的な考え方といふものをとらなければならぬといふ理由が私はわから

て、それは十分慎重な検討をされるとのこと、当然のことだと思いますが、さてそれは、慎重な検討というものが、さてそれは、慎重な検討といふのが、このままざるするといつて、赤字が見受けられる、そういうこともございませんように、公営企業はとかく非能率的になりやすい、こういうことだとあります。そこで公営企業法の一部改正が行われたとあります。運輸省の佐藤部長さんと、その改良をはかっていくのが国としてのつとめではないか、このように思います。

○奥野政府委員

一般的な表現でしま

すとお役所仕事

といふ表現で

います。要するに、利益の追求といふよ

うなことじゃございませんで、一定の

サービスをする、その一定のサービス

をする場合には、最小の経費でそれを

販賣。そこで公営企業法の一部改正が

出てきて、赤字に対する補助金とかな

ども、これは早急に抜本的な対策を講

じていただきませんと、なかなか公営

企業の赤字というものは克服できない

ことです。自治省に一任せせずし

て、またそういうものを一企業体の独

立採算制に押しつけて、大蔵省も

思うのです。自治省もともに共同して、この赤字克復のためにもつと前進的な対策を講じて、赤字に対する補助金とかなるべく削減されるようには希望したいと思います。

○松井誠委員

そうしますと、能率

性といいますか効率性といいますか、

そういうことをいうのである、そろそろ

見受けられる、そういうこともござ

いません。運賃の原則の中に取

り入れたと

いいます。

○松井誠委員

さら地方公営企業の経営原則の中に取

り入れたと

いいます。

○奥野政府委員

そのように考えてお

ります。要するに、利益の追求といふよ

うなことじやございませんで、一定の

サービスをする、その一定のサービス

をする場合には、最小の経費でそれを

販賣。そこで公営企業法の一部改正が

出てきて、赤字に対する補助金とかな

ども、これは早急に抜本的な対策を講

じていただきませんと、なかなか公営

企業の赤字といふものは克服できない

ことです。自治省に一任せせずし

て、またそういうものを一企業体の独

立採算制に押しつけて、大蔵省も

思うのです。自治省もともに共同して、この赤字克復のためにもつと前進的な対策を講じて、赤字に対する補助金とかなるべく削減されるようには希望したいと思います。

○太田委員

運賃値上げ以外に道

がないという、大きなウエートがそこ

にある、その間ペースアップも七回と

いう数を経過しておるにかかわらず、

据え置かれておる運賃というものは不

当なものであるという前提があるので

がお答えいたのは、主としてバスの問

題についておっしゃっておられるのだ

と思いまして、われわれの所管ではございませんので、特に所見を申し上げ

ることは差し控えたいと思います。

○太田委員 坪井さんとしてはいかが

ですか。

○坪井説明員

バスの運賃につきまし

ては、先ほど申し上げましたように、

運輸省としましては、一応原価計算を

いたしまして、現在においては赤字で

ある、またこのままでは赤字が解消し

ませんので、あとで保留しておきます

が、一応、以上でお尋ねを終わります。

○永田委員長 松井誠君。

○松井誠委員

先日米太田委員から

いろいろ質問がありましたが、

まだ独立採算制をめぐつてふに落ちな

いところがござりますので、骨組みだ

けをお尋ねしたいと思うのです。

この間、奥野局長の御答弁ですと、

この公営企業法の基本原則である経

済性の発揮と公共の福祉の増進とは矛盾

するものではないのだという御説明で

あつたわけです。常識的に考へると、

この公営企業法の基本原則である経

済性といふところから独立採算的な考

え方といふものが必要だということにな

るのか。これは能率性、効率性といふ

ことかわるわけです。しかし

独立採算的な考え方まで捨てる

といふ点についての適切だけははず

だと思います。利益の追求といふこと

は別問題だ、かように考えておられます。

○松井誠委員

先ほど太田委員の質

問で、今度の改正で百名以上の病院な

どが公営企業法の財務関係の規定の適

用を受ける、しかしわゆる独立採算

制といふ点についての適切だけははず

だと思います。利潤の追求といふこと

は別問題だ、かように考えておられます。

○松井誠委員

それで、今度の改正で百名以上の病院な

どが公営企業法の財務関係の規定の適

用を受ける、しかしわゆる独立採算

制といふ点についての適切だけははず

だと思います。独立採算的な考え方まで

捨てるといふのではないのだという御説

明であります。常識的に考へると、

この公営企業法の基本原則である経

済性といふところから独立採算的な考

え方といふものが必要だということにな

るのか。これは能率性、効率性といふ

ことかわるわけです。しかし

独立採算的な考え方方がたとえば病

院経営の場合になぜ必要なのか。つまり

経営性といふ問題、そして先ほど言わ

れたように効率性、能率性といふこと

だけを考えればいいのであって、独立

採算制をとらなければならぬ

ものととの必要のないもの、あるいは

算制といふものはなくべからざる要素

ものとの関係はまだどうなるのか。つ

いておるわけあります。ただ、物価

抑制の方針に従いまして、運輸省とし

てただ安易に改定を行なつてはいかぬ

ことがあります。この中には、國が國の立場で

いろいろ手を尽くしていかなければな

らない問題も含まれておるかと思いま

す。そういう意味で、公営企業の赤

字のうち、國が國の立場から見ての行

政をもう少し推し進めればその解消に

いませんけれども、いまのお話によつ

ころからお尋ねしたいと思います。

七
〇

○奥野政府委員 先ほど私は、病院につきまして独立採算を強制しないのだ、こう申し上げたのでござります。独立採算でやつていける病院もあるし、一般会計から相当の負担をしなければならない病院もあるだろう、しかしそれは病院経営にあたっては、きりした計画を立てるべきだ、野方図に赤字を出したりすべきものではない、こういう趣旨でございます。もともと地方公営企業法は公営企業について規定をしてまいつたわけでございます。しかしながら準公営企業に属するものについても、少なくとも経営成績や財政状態が明確になるように経理していくなければならぬのではないか。そこで、準公営企業とされております病院や下水道事業のようなものでありまして、規模の大きなものについてはこの経理を強制していく。しかしもともと準公営企業なんであって、一〇〇%独立採算を予定しているものではないのだからその規定は適用しません、こういう趣旨でございます。しかし病院でございましても、ちゃんと独立採算で経営していけるところもあるわけですからその規定は適用しません、こういうについてまで一般会計で負担させる必要はないのではないか、またそれが可能な病院でありますならば、そういう気がまえで効果をあげていただけないじやないか、こう思つておるわけであります。

あつても、独立採算的なたてまえを
るべきだという意味がよくわからな
いわけです。というのは公営企業とい
うのは公共の企業ですから、いわばよ
だを省くという意味で、国民的立場
から見て浪費をするなという意味で、
率的でなければならぬ、能率的でな
ればならぬという意味はわかる。
そして、それはまさにそれでなければ
なりませんから、そういうことを明らかに
するために企業会計というものが大
い役に立つとも、それはわから
ります。そこまでは私は問題ないと思
う。そのこと自体は言ってみれば中
的なのであって、さてそこから出てく
るそのあととの問題、つまりその結果、
いまずつと言われましたように財政状
態ということのほかに経営成績を明瞭
化にする——財政状態を明らかにする
ということは必要だ。しかし経営成績
を明らかにして、さて成績がいいと
いふのは一体どういう意味か、成績が不
いといふのはどういう意味かということ
とを、私企業の場合と同じように判断
するわけにはいかないのじゃないか。
ですからここで企業会計で経理を明瞭
化すること自身は必要ですが、それ
ども、さてその結果、赤字を一体どう
うして埋めるかという問題が出てくる
わけですから、ども、そのときにたと
えばこの間——きょうも言われました
たけれども、病院の財政についての調
査会の意見が何かがありました、そし
て私もちょっと読んでみましたのが、た
とえばその中に病院の会計の赤字は、
体どこからきておるのか、そのことに
ついて国や地方はどういうところから出
てくる赤字については、これは實質上
を持つべきであるというような、言

てみれば負担の区分を一応やつておるわけです。そういう問題について、たとえば病院会計というものが企業会計に変わった場合に、いま言つたような形で國や地方團体が負担をすべき赤字の分、そういうものについておよそのめどがついておって、この企業会計に立てるというなら話はわかるのですがけれども、そういう問題についてのめどがはつきりしないときにその經理を明らかにする、財政状態を明らかにして一体何が出てくるかということをするということ自体は抽象的には必要なんですがれども、さて明らかにしたそのあとで、その赤字を埋める問題として一番問題だと思う。そのときにやはり権力を持つておるたとえば國や地方公共團体といふところへその赤字の補てんがいかなくて、先ほど来から問題になつておるようく料金を上げるか、あるいは労働者の賃金を抑えるかという形で、いわば権力を持つてない國民や労働者の側にしわ寄せがくるということになつては困ると思う。ですから企業会計という形で財政状態を明らかにすることは必要ですけれども、それは独立採算という形を前提にしての話ではなくて、むしろ一体何がそこから引き出されてくるかということは、いわば別の問題だ。(まづ)独立採算といふ問題を前提にしての企業会計の採用ということではないのだということを、ひとつはつきりさせていただきたいと思うのですが。

て建物をつくり、その元利を償還しないといかなければならぬ。その元利が歳出に立つていくわけであります。歳入としては診療報酬などが入ってくるわけでございます。ところが建物の寿命から考えていきますと、そこまで一挙に償却する必要はないんだという程度まで元金の返還が先に立ってくるわけでございます。そういたしますと、元金の支払いが多いのですから、官公庁会計によつておりまする限りは、当然赤字経営になつてしまふのであります。赤字経営だから料金を上げなければならぬ、あるいは人を減らさなければならない、これは的確な判断にならないわけであります。しかし企業経営によっていきますと、元金の支払いは歳出に立たないのです。これは別個の資金繰りの問題であります。企業経営でやっていきますと、まず費用に建物の減価償却費が立つだけのことです。これが減価償却費として歳出に立つてくるわけでございます。診療報酬等が歳入に立ちましょ。そういう見方をしていきますと、必ずしも赤字にならない。しかし元金を返していく必要があります。しかし元金を返していくことは苦しいでしょう。しかしながら、資金繰りとしては苦しいであります。しかしこれは損益とは別の問題であります。元金の支払いは、大福帳経営でありますと、官公庁経営でありますと、歳出赤字になるものでありますから人を減らさなければならぬ、こういうことになつてしまふのであります。それを損益計算でやっていきますと、これは

資金繰りの問題でございますから、費用には立たないのであります。損金に立たないわけであります。費用に立たがつて一時の資金繰りというものは意味において、やはり損益がはつきりわかるよう、財政状態がはつきりわかるよう、経理をやらしていきたい、こういうことになるわけでございまして、不当な圧迫を病院經營に加える必要はないわけでございます。そういう意味において、やはり損益がはつきりわかるよう、財政状態がはつきりわかるよう、経理をやらしていきたい、こういうことになると、この改正の中心になつておるわけであります。

○奥野政府委員 先ほど私は、病院につきまして独立採算を強制しないのだ、こう申し上げたのでござります。独立採算でやつていける病院もあるし、一般会計から相当の負担をしなければならない病院もあるだろう、しかしそれは病院経営にあたっては、きりした計画を立てるべきだ、野方図に赤字を出したりすべきものではない、こういう趣旨でございます。もともと地方公営企業法は公営企業について規定をしてまいつたわけでございます。しかしながら準公営企業に属するものについても、少なくとも経営成績や財政状態が明確になるように経理していくなければならぬのではないか。そこで、準公営企業とされております病院や下水道事業のようなものでありまして、規模の大きなものについてはこの経理を強制していく。しかしもともと準公営企業なんであって、一〇〇%独立採算を予定しているものではないのだからその規定は適用しません、こういう趣旨でございます。しかし病院でございましても、ちゃんと独立採算で経営していけるところもあるわけですからその規定は適用しません、こういうについてまで一般会計で負担させる必要はないのではないか、またそれが可能な病院でありますならば、そういう気がまえで効果をあげていただけないじやないか、こう思つておるわけであります。

あつても、独立採算的なたてまえを
るべきだという意味がよくわからな
いわけです。というのは公営企業とい
うのは公共の企業ですから、いわばよ
だを省くという意味で、国民的な立場
から見て浪費をするなどいう意味で、
率的でなければならぬ、能率的でな
ればならぬという意味はわかる。そし
て、それはまさにそれでなければなら
ませんから、そういうことを明らかに
するために企業会計というものが大
い役に立つということも、それはわ
ります。そこまでは私は問題ないと思
う。そのこと自体は言ってみれば中
的なのであって、さてそこから出てく
るそのあととの問題、つまりその結果、
いまずつと言われましたように財政状
態ということのほかに経営成績を明瞭
化にする——財政状態を明らかにする
ということは必要だ。しかし経営成績
を明らかにして、さて成績がいいと
いふのは一体どういう意味か、成績が不
いといふのはどういう意味かということ
とを、私企業の場合と同じように判断
するわけにはいかないのじゃないか。
ですからここで企業会計で経理を明瞭
化すること自身は必要ですが、それ
ども、さてその結果、赤字を一体どう
うして埋めるかという問題が出てくる
わけですから、ども、そのときにたと
えばこの間——きょうも言われました
たけれども、病院の財政についての調
査会の意見が何かがありました、そし
て私もちょっと読んでみましたのが、た
とえばその中に病院の会計の赤字は、
体どこからきておるのか、そのことに
ついて国や地方はどういうところから出
てくる赤字については、これは實質上
を持つべきであるというような、言

てみれば負担の区分を一応やつておるわけです。そういう問題について、たとえば病院会計というものが企業会計に変わった場合に、いま言つたような形で國や地方團体が負担をすべき赤字の分、そういうものについておよそのめどがついておって、この企業会計に立てるというなら話はわかるのですがけれども、そういう問題についてのめどがはつきりしないときにその經理を明らかにする、財政状態を明らかにして一体何が出てくるかということをするということ自体は抽象的には必要なんですねけれども、さて明らかにしたそのあとで、その赤字を埋める問題と一番問題だと思う。そのときにやはり権力を持つておるたとえば國や地方公共團体といふところへその赤字の補てんがいかなくて、先ほど来から問題になつておるようく料金を上げるか、あるいは労働者の賃金を抑えるかという形で、いわば権力を持つてない國民や労働者の側にしわ寄せがくるということになつては困ると思う。ですから企業会計という形で財政状態を明らかにすることは必要ですけれども、それは独立採算という形を前提にしての話ではなくて、むしろ一体何がそこから引き出されてくるかということは、いわば別の問題だ。(まづ)独立採算といふ問題を前提にしての企業会計の採用ということではないのだということを、ひとつはつきりさせていただきたいと思うのですが。

て建物をつくり、その元利を償還しないといかなければならぬ。その元利が歳出に立つていくわけであります。歳入としては診療報酬などが入ってくるわけでございます。ところが建物の寿命から考えていきますと、そこまで一挙に償却する必要はないんだという程度まで元金の返還が先に立ってくるわけでございます。そういたしますと、元金の支払いが多いのですから、官公庁会計によつておりまする限りは、当然赤字経営になつてしまふのであります。赤字経営だから料金を上げなければならぬ、あるいは人を減らさなければならない、これは的確な判断にならないわけであります。しかし企業経営によっていきますと、元金の支払いは歳出に立たないのです。これは別個の資金繰りの問題であります。企業経営でやっていきますと、まず費用に建物の減価償却費が立つだけのことです。これが減価償却費として歳出に立つてくるわけでございます。診療報酬等が歳入に立ちましょ。そういう見方をしていきますと、必ずしも赤字にならない。しかし元金を返していく必要があります。しかし元金を返していくことは苦しいでしょう。しかしながら、資金繰りとしては苦しいであります。しかしこれは損益とは別の問題であります。元金の支払いは、大福帳経営でありますと、官公庁経営でありますと、歳出赤字になるものでありますから人を減らさなければならぬ、こういうことになつてしまふのであります。それを損益計算でやっていきますと、これは

資金繰りの問題でございますから、費用には立たないのであります。損金に立たないわけであります。費用に立たがつて一時の資金繰りというものは意味において、やはり損益がはつきりわかるよう、財政状態がはつきりわかるよう、経理をやらしていきたい、こういうことになるわけでございまして、不当な圧迫を病院經營に加える必要はないわけでございます。そういう意味において、やはり損益がはつきりわかるよう、財政状態がはつきりわかるよう、経理をやらしていきたい、こういうことになると、この改正の中心になつておるわけであります。

いうそのこと自体は、抽象的にはいいのですけれども、そこからくるあとの危険性、それがいわば独立採算という形で、したがって料金を上げざるを得ない、労働者の賃金を抑えざるを得ないということをお聞きしたのです。

○奥野政府委員 これもたいへん失礼なのですけれども、具体例で申し上げたいと思います。病院の状態がはつきりしないのに薬の盛りようがないと思うのです。いまのような経理でやつておりますと、病因がどこにあるかわからないわけあります。それは私は元利の償還と減価償却費を一例として申し上げたわけであります。まず病気はどういうところに原因があるか、それをはっきりしなければ薬の盛りようがない。おっしゃつておるところを聞いておりますと、薬の盛り方をきめなければ、こういうような状態をはっきりさせる方向にいてみても何にもならない。こういうことをおっしゃつておるのでないか、どうも逆ではないかと思うのでございます。もちろんおっしゃつておる点は、政府として十分な配慮をしていかなければならない、そのように考えます。

○松井(誠)委員 個々の病院の病源がどこにあるかという問題については、これは一つ一つが明らかになってはいないと思います。しかし全般的な、いわば病院財政の調査という形では、いわゆる調査会のそういう形では結論を出せたということだと思つ。自治体病院の一般的な財政状態がどうであるかということは一応わかつた。ですから、およそのめどがついた、およそ診断がついた。だから、診断がつい

て、さて处方が出るところで、その処方が全然はつきりしない、处方の方法がどだいまのところはつきりしていないだけに私はそれが心配だ。

○奥野政府委員 ちよつと問題はそれに関連をするわけですが、病院が企業会計を採用する、そういうのは、新しいあれでいけば、七条の二の規定を適用しないといふとであつて、たとえば公営企業の二十一条の中に料金のきめ方の原則を書いてある。収支の均衡をはかるように配慮しなければならないというような形の規定がありますけれども、これはや

り、その中に料金のきめ方の原則を書いてある。収支の均衡をはかるように配慮しなければならないというような形の規定がありますけれども、これはやはり病院の会計にも適用されるということになるわけですね。

○奥野政府委員 そのとおりでござります。

○松井(誠)委員 これは独立採算といふものと直接つながった規定ではないのでしようか。つまり独立採算といふ規定は適用しないけれども、しかし料金は收支の均衡を目的とするということでは、何か結局同じようなものではないかという気がするのですが、どうですか。

○奥野政府委員 公営企業が得ます収入でございますから、当初の出発あたりまして一般会計から補助金を交付する、あるいは国から補助金を交付する、そういう予定の収入がござります

る、そういう趣旨だということです。その処方が全然はつきりしない、处方の方法がどだいまのところはつきりしていないだけに私はそれが心配だ。

○松井(誠)委員 この改正の結果、一百名以上で結局この規定の適用を受けるという病院は、現在の自治体の病院の中でおよそどのくらいになりますか。

○奥野政府委員 百四十程度だそうでござります。

○松井(誠)委員 そうすると全体の何割くらいですか。

○奥野政府委員 一三、四名でございましょうか。

○松井(誠)委員 最後に、これは自治省ではおわかりにならぬかもしませんが、準公営企業に働いておる労働者で、地方公営企業法第四章の規定の適用を受けるものの統計はございませんようか。もしごぞいませんでしたら、ひとつこの次に提出をしていただきたいと思います。

○奥野政府委員 数字を整理する必要がござりますので、この次お答えさせていただきます。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

○松井(誠)委員 そうちますと、この料金が收支の均衡云々といふのは、つまり料金だけで支出をまかなうといふ意味ではなくて、ほかの収入とあわせて料金が收支の均衡を償うようにし